

「ぐんまのうめ」消費拡大等PR業務 仕様書

※本仕様書は公募段階のものであり、詳細については、採用された企画提案に基づき主催者と協議の上決定する。

1 業務の名称

「ぐんまのうめ」消費拡大等PR業務

2 事業目的

群馬県のうめ栽培面積は全国2位であり、特に青梅の産地である。青梅を原料として加工される「カリカリ梅」は群馬県が発祥であり、現在も国産カリカリ梅の多くは群馬県のメーカーが製造している。また、令和6年度には県育成うめ新品種「群馬U6号（商標：ゆみまる）」の収穫が本格化した。

しかし、うめの多くが加工品として流通しているため消費者に産地としての認知がされにくいことや、県内作付けの約6割を占める品種「白加賀」の認知度は首都圏で約5%、群馬県内でも約15%程度である（令和4年度 消費者アンケート結果）ことが課題である。

そこで、本事業を実施することにより、消費者に対して県産うめの認知度向上及び消費拡大を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

4 委託限度額

金1,870,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業務の基本方針

- （1）群馬県産うめ（青うめ・うめ加工品）の認知度向上及び消費拡大につながる事業を展開すること。
- （2）ターゲットを定めた事業を展開し、継続的な消費を促すこと。

6 業務内容

以下の企画内容に係る業務管理（企画立案、実行、情報収集、連絡調整、スケジュール管理等）を実施すること。

（1）うめ消費PRの実施

ア 日程

令和7年6月1日（日）～12月31日（水）のうち2日（予定）

イ 会場（場所）

- ・既存のイベント等に出展しPRしてもよい。
- ・ターゲットとなる消費者が訪れ、PR事業の効果が発揮できることが想定される場所を提案すること。
- ・1間×2間（1.78m×3.565m）以上のブースが確保できる会場とすること。

ウ 内容

- ・「ぐんまのうめ」の認知度向上・消費拡大につながるような事業を提案すること。
- ・「スポーツに関わる人」をメインターゲットとし、事業を展開すること。

エ その他

- ・会場使用料（出展料）、人件費、スタッフの旅費、販売に係る消耗品等は委託料の範囲とし、受託者が負担すること。
- ・PR用のうめ果実やうめ加工品（梅ジュース、カリカリ梅、梅干し等）の手配及び一部のスタッフ動員（県職員等）の手配は発注者が行う。
- ・うめ商品の販売も行うこと。ただし、商品は受託者が委託販売すること。
- ・会場には、観光パンフレット等を設置するスペースを設けること。
- ・会場を選定した理由を明記すること。
- ・イベント会場の設営、撤去及び清掃を行い、ゴミの処分もすること。
- ・消費者アンケートを実施し、次年度以降の事業指針について検討すること。

(2) 「ゆみまる」使用商品の販路拡大

ア 内容

- ・「ゆみまる」使用商品（カリカリ梅・梅干し）の新たな販路を提案し、店舗での試験販売を実施すること。
- ・ビジネスパーソンをメインターゲットとすること。

イ その他

- ・販売は期間限定とし、常設販売につながらなくても良い。
- ・実施店舗数は2店舗以上とすること。

7 実施体制等

各業務従事者を明記した体制を示す書類を群馬県に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。

なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

8 実施報告書の提出

- (1) 委託業務完了後、速やかに「実施報告書」（様式任意）を作成し、群馬県に提出すること。
- (2) 本事業の実施結果をもとにした令和8年度以降の事業指針等について共有すること。

9 参考資料

群馬県におけるうめの特徴については、参考資料1を参考にすること。

10 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を群馬県と連絡を密にとりながら誠実に履行するとともに、作業の進捗状況を随時、群馬県に報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義または不測の事態等が生じた場合は、その都度、群馬県と協議の上決定すること。
- (3) 受託者は、業務にかかる各種検査が行われる場合は協力すること。

- (4) 本業務より作成された成果品に係る著作権及び版權は、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き群馬県に帰属するものとする。本業務の中で使用するコンテンツ、受託者の創案した発想、アイデア又は作成した映像の中で、既に他の者が所有権、著作権を持つ者がある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とすること。
- (5) 業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正に業務履行すること。本業務により知り得た個人情報等は、この事業の目的以外に使用してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、群馬県の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。